

特別用途地区内における建築物の用途制限概要

用途地域内の建築物の用途制限		第一種特別工業地区	第二種特別工業地区	第三種特別工業地区	備考
		工業	準工業	工業	
用途地域					
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		▲	○	▲	▲工場の管理人、従業員用のみ(戸数、面積制限あり)
兼用住宅で、非住宅部分が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの			○		
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの	○	○	○	
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	○	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		○	○	
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		○	○	
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの		○		
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの		○		
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの	○	○	○	
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの	○	○	○	
ホテル、旅館			○		
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等		○		
	カラオケボックス等		○		
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等		▲		▲音更町特別工業地区建築条例を参照
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ		○		
	キャバレー等、個室付浴場等				
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○		
	大学、高等専門学校、専修学校等		○		
	図書館等		○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	
	病院		○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	
	自動車教習所	○	○	○	
工場・倉庫等	単独自動車車庫(附属車庫を除く)	○	○	○	
	建築物附属自動車車庫	○	○	○	
	倉庫業倉庫	○	○	○	
	自家用倉庫	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)	○	○		
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○		○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場				
自動車修理工場	○	▲	○	▲作業場の床面積 300㎡以下 原動機の出力制限あり	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	○	○	
	量が少ない施設	○	○	○	
	量がやや多い施設	○		○	
	量が多い施設	○		○	

注) 本表は、特別用途地域内における制限の概要を示したものです。「建てられる用途」となっている場合によっては条例の制限を受けるなど、すべての規制・制限について掲載・保証するものではありません。
制限内容については、音更町特別工業地区建築条例を必ずご確認ください。